

■ 家屋や財産に浸水被害を受けた際の手続きのご案内

家屋や家財に浸水被害を受けた皆様にはお見舞い申し上げます。
被害を受けた場合に行っていただく手続きについて、下記の通りご案内申し上げます。詳しくは、それぞれの窓口にお尋ねください。

① 罹災証明等について

→ 詳しくは、[こちらをクリック](#)してください。

お問い合わせ先：市民文化部市民生活課（059-354-8146）

② 災害見舞金等の支給について

→ 詳しくは、[こちらをクリック](#)してください。

お問い合わせ先：健康福祉部健康福祉課（059-354-8109）

③ 薬剤等の配布について

→ 床、壁、家具等の消毒用薬剤の配布が受けられる場合がありますので、詳しくは、環境部生活環境課（059-354-8191）までお問い合わせください。

④ 罹災による廃棄物の処分について

→ 罹災による廃棄物の受け入れ方法については、環境部生活環境課（059-354-8192）までご確認ください。

⑤ し尿くみ取り手数料について

→ 減免に関するお問い合わせについては、環境部生活環境課（059-354-8193）までご確認ください。

⑥ 固定資産税・都市計画税の減免について

→ 固定資産税・都市計画税の減免に関するお問い合わせについては、財政経営部資産税課 家屋係（059-354-8135）までご連絡ください。

⑦ 個人の市・県民税の減免について

→ 市・県民税の減免に関するお問い合わせについては、財政経営部市民税課（059-354-8132）までご確認ください。

※但し、床下浸水の場合は減免の対象外となりますのでご了承ください。

⑧ 保険料の減免に関するお問い合わせについて

→ 国民健康保険料については、健康福祉部保険年金課（059-354-8160）までご確認ください。

介護保険料については、健康福祉部介護保険課（059-354-8190）までご確認ください。